

○橋本地域食堂実施団体認定要綱

平成29年6月30日

告示第158号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で地域食堂を実施する団体について、その活動を支援するため橋本地域食堂実施団体として認定することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地域食堂」とは、子どもや高齢者等、地域住民同士の交流やつながりができる誰もが気軽に利用できる居場所づくりを目的に食事の提供等を行うものをいう。

(対象団体)

第3条 橋本地域食堂実施団体の認定(以下「本認定」という。)を受けることができる者(以下「対象団体」という。)は、次に掲げる条件を満たすNPO法人その他の団体とする。

- (1) 子どもや高齢者等、地域住民の交流ができる居場所づくりを目的にしていること。
- (2) 代表者が明らかになっていること。
- (3) 1年以上継続して地域食堂を実施する見込みがあること。

(対象事業)

第4条 本認定の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、地域食堂の運営であって、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 月1回以上定期的に実施すること。
- (2) 責任者を1人配置し、食中毒予防、防災等に配慮すること。
- (3) 食物アレルギー、健康情報及び緊急連絡先を事前に確認し、全ての利用者に利用者登録をさせること。
- (4) 利用の対価は、無料又は材料費の実費以内の負担とすること。

(申請)

第5条 本認定を受けようとする対象団体(以下「申請団体」という。)は、橋本地域食堂実施団体認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの
- (3) 団体の構成員名簿(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付等)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認

めたときは申請団体を橋本地域食堂実施団体として認定し、橋本地域食堂実施団体認定証(様式第4号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、適正と認められなかったときは、申請団体に認定申請却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(免除)

第7条 本認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)が対象事業を実施するために別表に掲げる公の施設(以下「対象施設」という。)を使用するときは、橋本市文化センター設置及び管理条例施行規則(平成18年橋本市規則第30号)第8条第1項第2号に規定する市長が特別の理由があると認める場合、橋本市保健福祉センター設置及び管理条例施行規則(平成24年橋本市規則第29号)第6条第3号に規定する市長が認める場合又は橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則(平成18年橋本市教育委員会規則第19号)第4条第1項第1号カに規定する市長が相当の事由があると認める場合に該当するものとし、対象施設の使用料の全額を免除する。

- 2 前項の規定による免除を受けようとする認定団体は、前項に規定する各規則の規定に基づき対象施設の使用料の減免の申請を行う際に、認定証の写しを添付するものとする。

(有効期間)

第8条 本認定の有効期間は、3年間とする。ただし、最終年度は認定の日から3年を超えない範囲の3月31日までとする。

(実施状況等の報告)

第9条 認定団体は、橋本地域食堂実施状況報告書(様式第6号)その他市長が必要と認める書類を、事業実施月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(返還)

第10条 認定団体は、第8条の有効期間が満了する前であっても次の各号のいずれかに該当する場合、本認定はその効力を失うものとし、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。ただし、第2号又は第3号に該当する場合であって、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 対象事業を終了したとき。
- (2) 第3条各号に掲げる対象団体の条件(同条第3号を除く。)を満たさなくなったとき。
- (3) 第4条各号に掲げる対象事業の条件を満たさなくなったとき。
- (4) 認定証を不正に使用したとき。
- (5) その他市長が本認定を継続することが適当でない認め、認定団体に認定証の返還を求めたとき。

- 2 虚偽の申請その他不正な手段により受けた本認定は無効とし、当該認定に係る認定証の交付を受けた者は速やかに当該認定証を市長に返還しなければならない。

(免責)

第11条 対象事業において発生した事故及び第三者との紛議について、市はその責任を負わないものと

する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年2月26日告示第32号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月10日告示第110号)

この告示は、令和3年5月10日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和6年6月11日告示第132号)

この告示は、令和6年6月11日から施行する。

附 則(令和6年8月23日告示第154号)

この告示は、令和6年8月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式第1号及び様式第2号で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表(第7条関係)

区分	名称
文化センター	橋本市岸上文化センター
	橋本市原田文化センター
	橋本市伏原文化センター
保健福祉センター	橋本市保健福祉センター
文教施設	橋本市紀見地区公民館
	橋本市学文路地区公民館
	橋本市隅田地区公民館
	橋本市橋本地区公民館
	橋本市紀見北地区公民館
	橋本市山田地区公民館
	橋本市恋野地区公民館

